

令和 7 年度 市県民税申告のお知らせ

市県民税申告とは、市県民税を計算するための基礎資料および国民健康保険税等の税額や各種手当、行政サービスの負担額の算定基礎となる重要な手続きです。

令和 7 年度市県民税（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで「以下、令和 6 年中」の所得に係るもの）の申告を受け付けます。

申告が必要な方は、令和 7 年 3 月 17 日（月）までに必ず申告ください。

申告の日程等は、別紙「令和 7 年度市県民税申告受付日程表」のとおりです。

申告が必要な方が申告しない場合、様々な不利益が生じます

- 公営住宅の申請や更新、養護老人ホーム等の入所、銀行借入など様々な手続きに必要となる所得（課税）証明書等の発行ができません。
- 市県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の各種税金が正しく計算されません。
- 児童手当等の各種申請ができません。
- 国民健康保険（または後期高齢者医療保険）加入者で世帯内に 1 人でも未申告者がいると医療費の限度額が認定できません。

令和 6 年中に収入がなかった方や非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの方でも、申告が必要になる場合があります。

- ▼国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方
- ▼国民健康保険、福祉、教育、保育園関係の制度などにおいて、所得の申告や非課税証明書等の発行が必要な方
- ▼「給与所得者の扶養控除等申告書」または、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」において扶養または配偶者となっていない方

混雑を避けるため、書類の事前作成（収支内訳書送付者のみ）と整理をお願いします。

会場内での混雑を避けるとともに、滞在時間を短くするため収支内訳書の事前作成と申告に必要な書類の整理をお願いします。書類整理などをされていない状態での申告はお断りする場合や、書類整理した上で、再度申告をお願いすることがあります。皆様の御理解と御協力をお願いします。

申告期間中、都合により会場に来られない場合は

市では代理申告・郵送または電話での申告も受け付けています。

その他ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

【提出先・問合せ先】

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

阿久根市役所 税務課 課税係

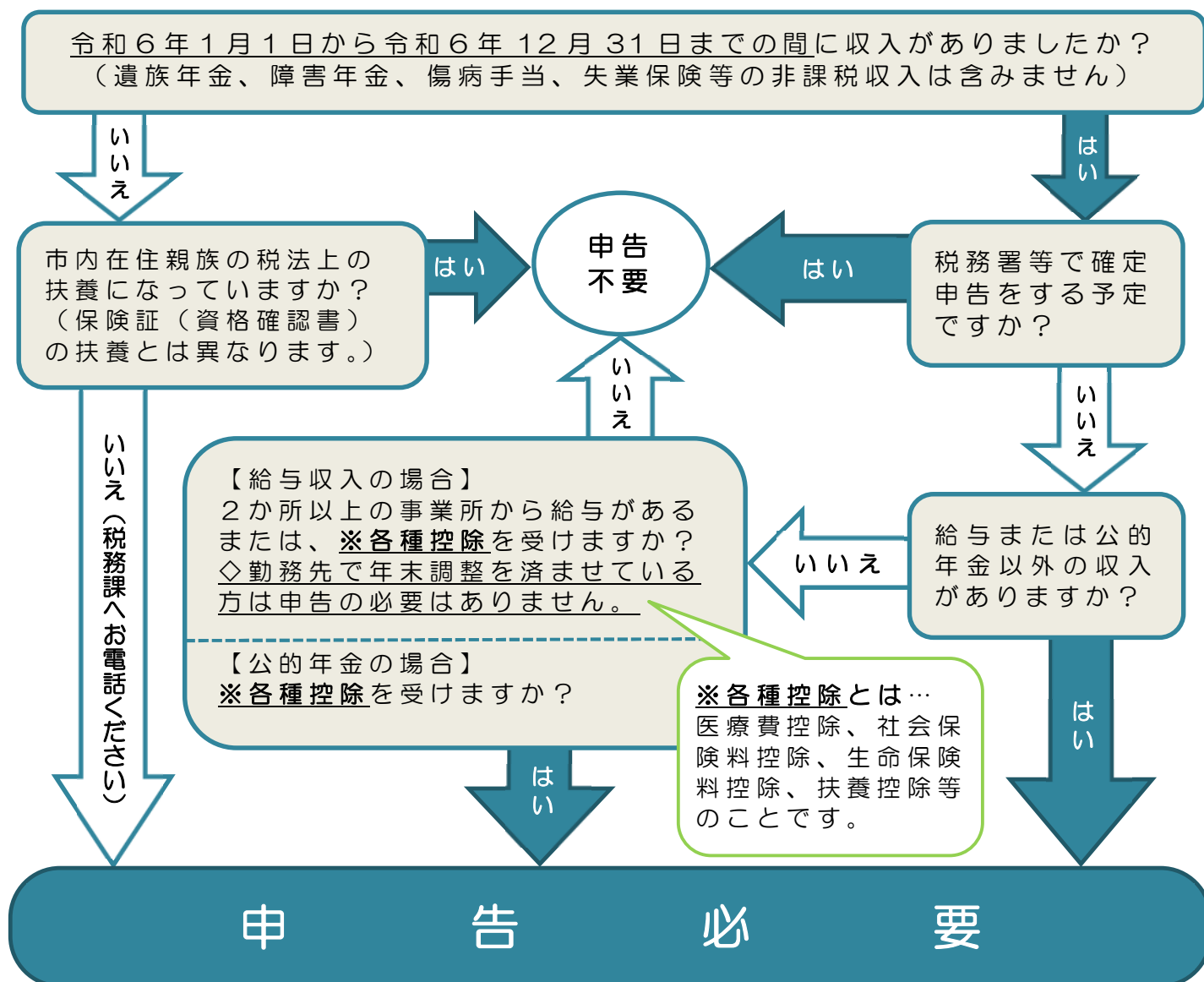
TEL 直通 (0996) 73-1203

代表 (0996) 73-1211 内線 1443・1444



あなたは申告が必要ですか？確認してみましょう！

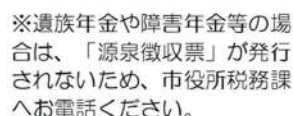
令和7年1月1日現在、阿久根市に住所（住民登録）がある方が対象です。
以下のチェック表で、申告が必要かどうか確認してください。



申告が必要な方は、どのような収入があったかを確認して、以下の区分に応じて必要な書類をご準備ください。（4ページ参考）

収 入 の 種 類 （ 内 容 ）	区 分
収入なし、市外在住親族の扶養になっている	A
給与収入、公的年金収入	B
農業〔米（自家消費米含む）、野菜、果樹等〕や畜産業等を営んでいる	C
飲食店業、建設業、サービス業、外交員、大工、漁業等の自営業を営んでいる	
土地、建物、アパート、水田の貸付け等を行っている	
生命（損害）保険の一時金や満期返戻金、賞金、競馬等の払戻金等がある	D
貴金属や機械、土地・建物等資産の譲渡がある	E
上のいずれにも当てはまらない収入（個人年金、シルバー配分金等）がある	F

年金受給者で確定申告が不要な方でも、市県民税申告が必要な場合があります



【源泉徴収票の見本】

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

令和6年分の源泉徴収票であることを確認してください。
(注意) 支払通知書とは異なります。

※1「支払金額」を確認してください。源泉徴収票が複数（企業年金・農業者年金他）ある場合は、合計を確認してください。

※2「源泉徴収税額」の金額を確認してください。
(注) 源泉徴収税額が各種控除を追加して計算した所得税額を上回っている場合、所得税の確定申告をすることにより、還付を受けられる場合があります。

◇申告を受ける際は、必ず「源泉徴収票」をご持参ください。

申告に必要なもの

各種収入・控除に応じた必要書類、マイナンバーカード（マイナンバーが確認できる書類＋本人確認ができる書類（運転免許証、各種保険証（資格確認書）等）、利用者識別番号（税務署に届出書を提出された方）、通帳など（還付のある方）

確定申告に必要なとなる納付確認書や固定資産課税台帳登録事項証明書が必要な方は、市役所税務課へ交付申請を行ってください。手数料は無料です。

なお、本人又は同一世帯の方が申請する場合は、本人確認ができる書類（運転免許証、各種保険証（資格確認書）等）のみ、第三者の方が申請する場合はあわせて委任状が必要になります。

各種所得の計算に必要なもの

※農業、営業、不動産所得の申告には収支内訳書が必要です

区分	所得の種類	必要書類
A	所得なし	・必要書類はありません（電話で申告が済む場合があります。）
B	給与所得 公的年金所得	・源泉徴収票の原本 （給与支払者から発行されない場合は、支払証明書や明細書等）
C	農業所得 営業所得 （漁業含む） 不動産所得	▼ <u>収支内訳書（自書により完成させたものをご準備ください）</u> ▼ <u>収入経費について詳しく分かるもの</u> 取引明細書、出荷証明書、水揚げ証明書、通帳等及び経費に掛かる購入品・購入日・購入額が費目ごとに区分された帳簿または記録表 不動産賃貸借に関する契約書、入金が確認できる通帳等 （通帳は、令和6年1月1日から12月31日までの内容が記載されたもの） 経営所得安定対策等交付金など所得補償に関する公的な文書
D	一時所得	・保険の一時金や満期返戻金の受取通知書等
E	譲渡所得	・売買契約書、（譲渡資産を）取得した時の領収書 ・（収用・あっせん等による売買の場合）収用証明書や買取等の証明書等
F	雑所得	・シルバー人材センターの配分金支払証明書 ・個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書

各種控除の計算に必要なもの

控除種目	必要書類
医療費控除	・従来の医療費控除の場合は、医療関係等からの領収書（または医療費通知）、生命保険会社等から受けた保険金や高額療養費などの給付金がかかる書類 ・スイッチOTC薬控除の場合は、取組（予防接種、定期健康診断等）を証明する書類と対象医薬品の領収書 ※ <u>領収書を持参される場合は、人別、項目別に分けて集計をしてください。</u>
社会保険料控除	令和6年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書（市が発行する納付確認書）や国民年金保険料などの領収書 ※各種保険税（料）が特別徴収（年金天引き）されている方は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障がい者控除	障害者手帳、療育手帳等、障がい者控除対象者認定書（福祉課から発行されたもの）
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書
雑損控除	令和6年中に災害等（盗難・横領含む）により損失した金額がわかるもの 保険金や損害賠償、見舞金等を受けた場合は、その合計額がわかるもの